

古都大津の景観

景観を大切にしまちづくり

大津市都市計画課



目 次

景観形成の推進について

1 大津市景観審議会	1
2 大津市景観重要建造物	2

景観規制・誘導（法令に基づく届出・許可）について

1 景観法に基づくもの（大津市景観計画）	3
2 都市計画法に基づくもの（風致地区）	4
3 古都保存法に基づくもの（歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区）	6
4 文化財保護法・都市計画法に基づくもの（伝統的建造物群保存地区）	7

市街地の高度利用（高度地区の拡充）について

1 経緯及び概要	8
2 「近江新八景ルール」の提言内容	9
3 高度地区の拡充内容	9
4 高度地区の拡充地域	10
5 環境改善及び良好な景観形成に向けて	11
6 取り組み経過（平成20年度～）	11

屋外広告物について

1 経緯及び方針	13
2 屋外広告物許可事務	13
3 屋外広告業登録事務	13
4 違反広告物対策	14
5 違反広告物実態調査【緊急雇用対策事業】に基づく是正指導	14
6 景観保全型広告整備地区の指定	15
7 大津市公共掲示板	17
8 顕彰制度	18
9 公共サイン	21

市民協働によるまちづくり

1 堅田地域	22
2 坂本地域	25
3 大津百町地域	27

市民啓発事業について

- 1 きらッと大津景観絵画展 2 8
- 2 古都景観賞 3 4

古都指定記念事業

- 1 古都指定 1 0 周年事業 3 6
- 2 古都指定 2 0 周年事業 3 8

景観整備機構について 4 0

大津市と草津市の景観連携について

- 1 概要 4 2
- 2 びわこ大津草津景観推進協議会・びわこ東海道景観協議会 4 2
- 3 びわこ東海道景観基本計画 4 3
- 4 主な取り組み 4 4
- 5 びわこ大津草津景観宣言 1 0 周年記念事業 4 8
- 5 詳細年表（平成 2 2 年度～） 4 9

景観形成推進の経緯 5 2

景観形成の推進について

1 大津市景観審議会

(1) 平成18年3月に「大津市景観審議会条例」を施行し、大津市景観審議会を設置

(平成25年4月より「大津市附属機関設置条例」及び「大津市景観審議会規則」に基づく会議に移行)

(2) 所掌事務

- ・ 景観計画の変更や景観計画に定める行為の制限に適合しない届出に係る行為の勧告について意見を述べること
- ・ 景観づくり基本計画に関すること
- ・ 風致の維持に関すること
- ・ 屋外広告物条例に基づく意見を述べること
- ・ その他良好な景観の形成の推進に関すること

(3) 「専門部会」の設置

平成26年5月に「大津市景観審議会規則」を改正し、専門的な事項について識者で検討する「専門部会」を正式に位置づけた。

(4) 「景観計画改定専門部会」の設置

令和3年4月に第2次大津市景観計画を策定するために専門的な事項を検討する景観計画改定専門部会を設置した。

2 大津市景観重要建造物

(1) 景観重要建造物とは

- ・市民に親しまれてきた建物の美しい姿が、将来に渡って守られるよう、建物の外観の変更を制限する制度
- ・景観法に基づき、所有者の意見を聴いた上で、市長が景観重要建造物を指定

(2) 指定による主な効果

- ・景観重要建造物の外観の変更を行う場合、事前に市長の許可が必要
- ・所有者は、その外観が良好に保たれるよう、適性に管理する義務あり

平成22年 3月15日、次の7物件を指定

旧大津公会堂 浜大津一丁目4-1	出島灯台 今堅田町274-1	海門山満月寺 浮御堂 本堅田一丁目16-18
指定 第1号 	指定 第2号 	指定 第3号 
旧竹林院 坂本五丁目2-13	比叡山鉄道ケーブル坂本駅舎 坂本本町4244	比叡山鉄道ケーブル延暦寺駅舎 坂本本町4244
指定 第4号 	指定 第5号 	指定 第6号 
公人屋敷 坂本六丁目27-10		
指定 第7号 		

景観規制・誘導（法令に基づく届出・許可）について

1 景観法に基づくもの（大津市景観計画）

（１）規制・誘導内容

区域	大津市全域（琵琶湖の区域を除く）
景観構成要素	景観地域（７地域、２景観軸）
地区	２６地区
景観エリア	１５種類
重点地区	３地区
眺望景観保全地域	７箇所８方向 浮御堂、大津港、大津湖岸なぎさ公園（打出の森）、園城寺観音堂、柳が崎（びわこ大津館）、名神高速道路（大津Ｓ．Ａ．）、瀬田湖岸緑地（琵琶湖漕艇場）、唐橋公園
対岸眺望景観保全地域	２箇所２方向 烏丸半島（草津市）、矢橋帰帆島（草津市）
手続き	事前に届出が必要（法令に規定する行為を行う場合）

（２）景観計画の改定の経緯

平成１９年１２月 計画変更⇒志賀地域を含めた市全域

平成３０年 ５月 計画変更⇒都心景観路の追加

令和 ７年 ３月 計画変更⇒景観区を景観エリアに再編

景観重点地区を設定

（堅田地区、坂本地区、大津百町地区）

対岸眺望景観保全地域の設定（草津市との景観連携）

景観づくりの推進方策（第６章）の新設

（３）その他（届出手続きの変更）

平成２６年度 小規模なアンテナおよび通信施設の事前協議の提出不要

（４）届出等件数

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
103	169	209	180	170	158	249	244	233	165
H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
201	220	203	180	219	239	165	163		

2 都市計画法に基づくもの（風致地区）

滋賀県知事の権限により定められた風致地区における滋賀県条例に基づく許可基準・制度に基づき、中核市として大津市が許可事務を行っていたが、平成24年4月から大津市条例に移行。

以来、市内すべての風致地区について、大津市条例に基づき許可事務を行っている。

指定面積	奥比叡山地区	1, 348.3ヘクタール
	比叡山地区	2, 327.9ヘクタール
	大津湖岸地区	193.1ヘクタール
	園城寺地区	888.7ヘクタール
	音羽山地区	1, 124.8ヘクタール
	伽藍山地区	98.7ヘクタール
	岩間山地区	277.5ヘクタール
	袴腰山地区	135.5ヘクタール
	立木山地区	170.3ヘクタール
	茶臼山地区	20.3ヘクタール
	建部大社地区	2.3ヘクタール
	瀬田川地区	615.6ヘクタール
	合 計	7, 203ヘクタール
	手続き	事前に許可が必要

（１）建築物の規制内容

	規 制 内 容		
最高高さ	1 5 m 以内		
建ぺい率	4 0 % 以下		
壁面後退	道 路 か ら	有効で 2 m 以上	
	隣 地 か ら	有効で 1 m 以上	
植栽計画	周辺の風致に十分配慮された緑地が設けられていること		
	緑 地 率 (新築の場合のみ)	用途地域内	2 0 % 以上
		上記外の地域	3 0 % 以上
形状・色彩等	屋根・外壁の形状・色彩は、周辺の風致と十分に調和していること（屋根形状は、寄せ棟や切妻、入母屋等であること）		

(2) 風致地区内行為許可に係るガイドライン（内部資料）改訂の経緯

平成25年度 改訂・公開に向けて、先進事例調査（奈良県、西宮市）および改訂方針の検討を実施

平成26年度 ガイドライン改訂版を作成。平成27年 4月 1日より一般に公開

平成31年度 ①法面緑化について、表土利用工の検討や表土の復元に努めることを規程

②太陽光発電パネルの設置に係る行為について、太陽光条例の許可対象となる場合の申請手続きについて規程

令和 6年度 土地の形質の変更の基本的考え方について新たに規程

(3) 許可等件数

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
150	113	74	116	87	101	100	86	81	69
H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
60	77	79	70	72	67	46	60		

3 古都保存法に基づくもの（歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区）

（正式名称：古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法）

（１）大津市歴史的風土保存区域について

指定面積	比叡山・坂本地区	1, 5 5 7	ヘクタール
	近江大津京跡地区	1, 1 0 0	ヘクタール
	園城寺地区	5 6 3	ヘクタール
	音羽山地区	1, 1 7 3	ヘクタール
	石山寺地区	1 6 4	ヘクタール
	合 計	4, 5 5 7	ヘクタール
手続き	事前に届出が必要		

（２）大津市歴史的風土特別保存地区について

指定面積	延暦寺東塔・西塔地区	2 1 6	ヘクタール
	延暦寺横川地区	7 4	ヘクタール
	延暦寺飯室谷地区	2 8	ヘクタール
	西教寺地区	4. 4	ヘクタール
	日吉大社地区	3 2	ヘクタール
	崇福寺跡地区	1 2	ヘクタール
	近江神宮地区	9. 3	ヘクタール
	園城寺地区	2 5	ヘクタール
	石山寺地区	1 0 5	ヘクタール
	合 計	5 0 5. 7	ヘクタール
手続き	事前に許可が必要		

（３）許可・届出件数

許可

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
3	3	0	3	1	2	4	1	2	1
H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
5	5	8	1	2	1	4	4		

届出

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
			3	3	5	5	3	6	6
H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
4	9	14	10	8	14	3	4		

4 文化財保護法・都市計画法に基づくもの（伝統的建造物群保存地区）

伝統的建造物群保存地区保存条例

指定面積	大津市坂本重要伝統的建造物群保存地区 28.7ヘクタール
選定日	平成9年10月31日

市街地の高度利用（高度地区の拡充）について

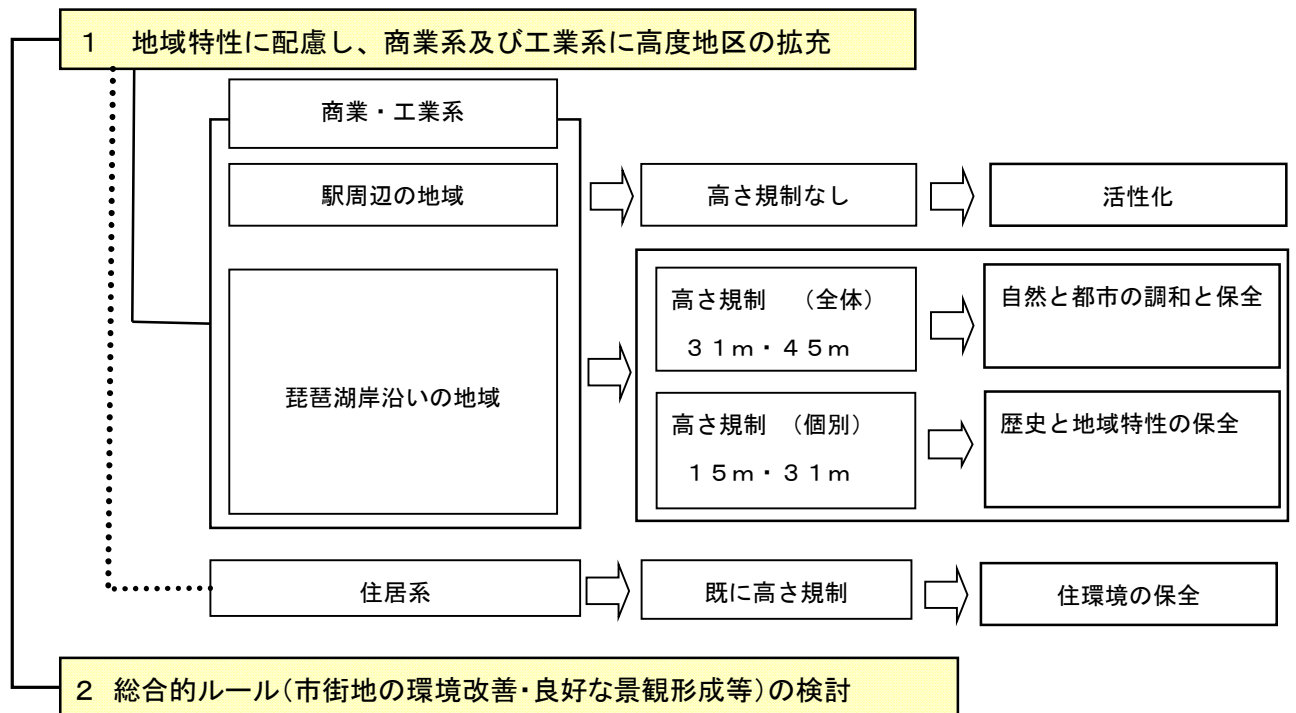
1 経緯及び概要

概 要	「市街地の高度利用のあり方検討委員会（６名）」を、平成２０年に設立及び都市計画部内プロジェクトを発足。 『保全と創造で時を結ぶ「近江新八景」ルール』として提言を受ける。 制度化に向けた取組を推進し、高度地区の拡充を図る。
経緯など	１ 経緯：ＪＲ駅周辺や湖岸部を中心にする高層建築物の増加を受け、市街地における適切な高度利用のあり方の検討が喫緊の課題となる。 ２ 課題：県都としてのまちの発展と恵まれた自然や歴史を活かした良好な景観の保全と創造との調和（バランス） ３ 方向性：古都の風格と県都の繁栄が調和した景観形成 ４ 具体的施策：市街地の魅力向上、調和のとれたまちづくりのため （１）地域の特性を踏まえたメリハリのある高度利用を推進するため高度地区の設定（商業系・工業系の地域の一部に高度地区を拡充） （２）良好な景観形成・環境改善を図るため緑化などの総合的なルールの設定
関係課室名	都市計画課、都市再生課、建築指導課、都市景観課
現在までの 処理経過	平成２０年度：基礎調査（土地利用・既存建築物状況、関係法令など） 市民意見を聴取する「懇話会」の開催（３０団体約２５０人） 市街地の高度利用のあり方検討委員会の設置 平成２１年度：市街地の高度利用のあり方検討委員会での検討（１０回） 市議会をはじめ団体などへの説明・報告 「近江新八景ルール」の提言 平成２２年度：提言に基づき、施策としての制度化（都市計画決定） 平成２３年１月２８日 高度地区拡充の都市計画告示

※ 近江新八景ルール 近江八景との関連

近江八景	区分	用途地域	内 容
① 比良の暮雪	基本	近商（３１ｍ）高度地区	比良山系の山容保全
② 堅田の落雁	個別	商業（１５ｍ）高度地区	良好なまちなみ形成
③ 唐崎の夜雨		第１種高度地区（１０ｍ）・昭和４８年済	湖辺の景観保全
④ 三井の晩鐘	個別	商業（３１ｍ）高度地区	中心市街地～ 石山の眺望の保全
⑤ 矢橋の帰帆	基本	商業・近商（４５ｍ）高度地区	
⑥ 栗津の晴嵐	基本	工業・準工業（３１ｍ）高度地区	
⑦ 瀬田の夕照	個別	商業（３１ｍ）高度地区	唐橋越しに望む伽藍山 （石山寺）山容保全
⑧ 石山の秋月	個別		

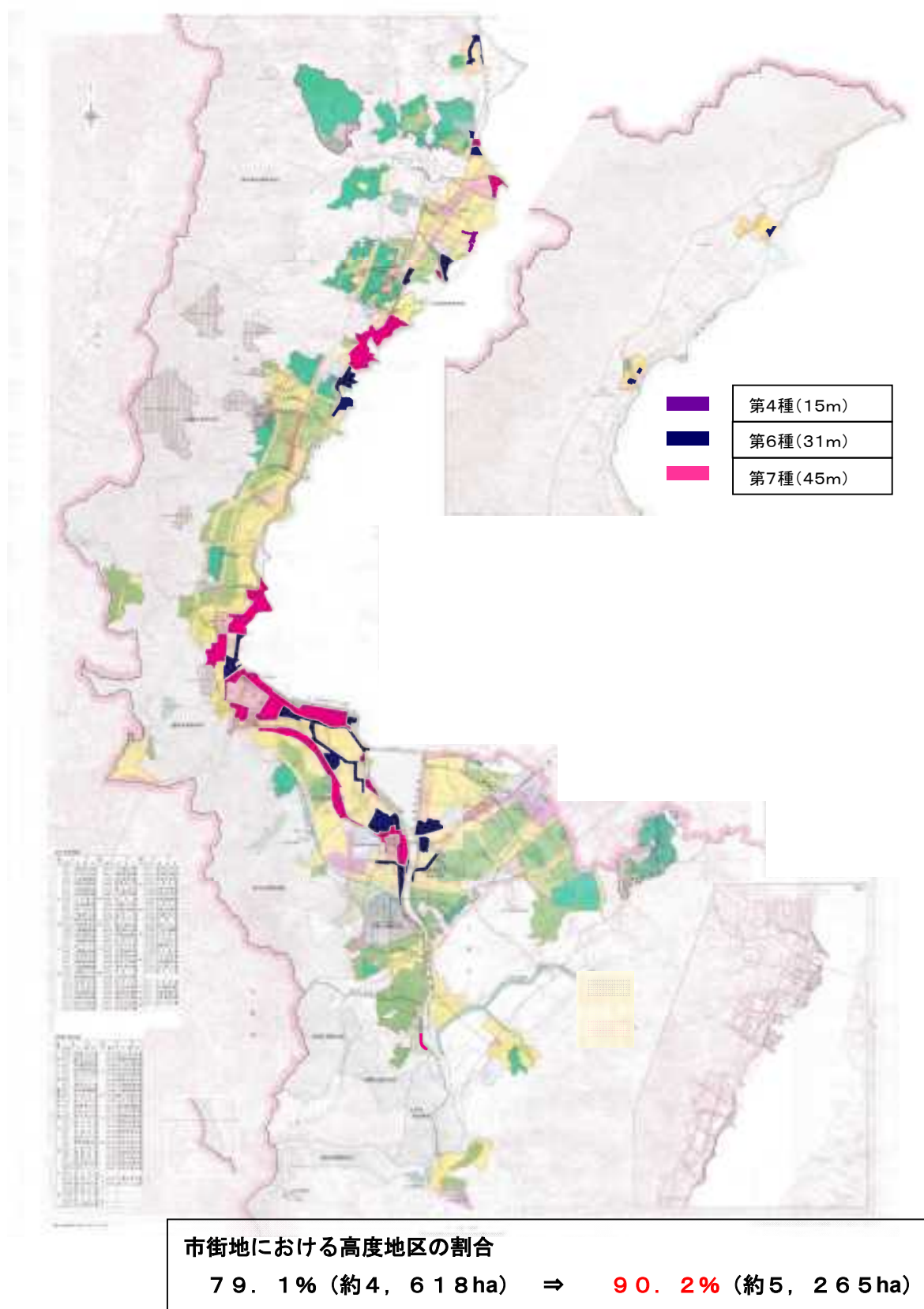
2 「近江新八景ルール」の提言内容



3 高度地区の拡充内容

区分	用途地域・容積制限	対象地域	高さ	地域・高さの考え方
高度地区規制	基本	商業地域 400%超える	指定なし	・ 堅田駅周辺地域と堅田地域（大津市景観計画の眺望景観保全地域）については、北部地域の都市核として、都市機能を高め更なる活性化を図るため、高度地区は指定しない。ただし、湖岸部分においては、高度地区を指定。 ・ 瀬田駅周辺地域については、東部地域の都市核として、都市機能を担う地域として利便性を図る。また、これまでの街の形成過程や琵琶湖への眺望の観点などから、高度地区は指定しない。
		商業地域 400%以下	45m	
		近隣商業地域 (300%)	45m	
		近隣商業地域 (200%)	31m	
		準工業地域	31m	
		工業地域	31m	
	個別	堅田地域の浮御堂周辺の湖岸地域	15m	歴史性や地域の街づくり、周辺地域の高度地区との関連性に配慮する。
		園城寺門前・西大津都市地域の内、園城寺から琵琶湖を眺望できる地域	31m	園城寺（観音堂）からの琵琶湖への眺望に配慮する。
		瀬田唐橋地域の内、唐橋から南側の地域	31m	瀬田川の景観に配慮し、石山寺に係る高度地区との関連性に配慮する。

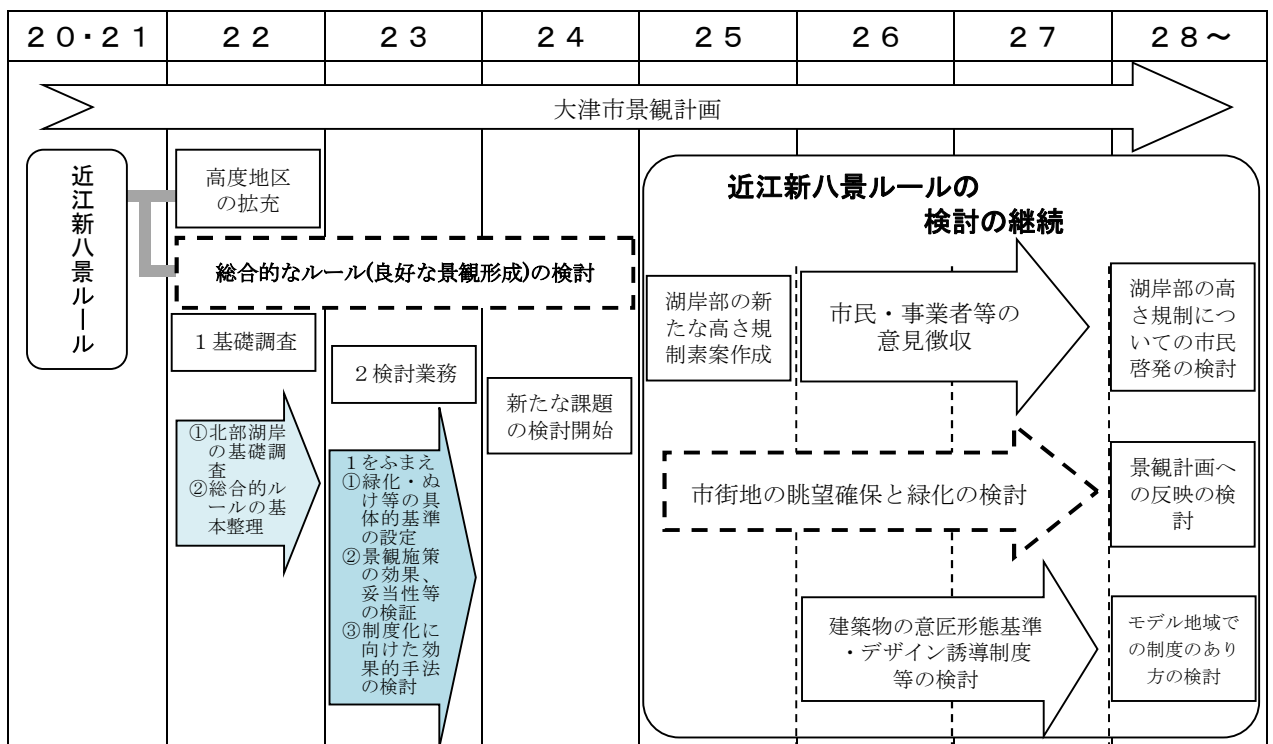
4 高度地区の拡充地域



5 環境改善及び良好な景観形成に向けて

検討項目	技術基準等検討の方向性
●建築物や敷地内などへの緑化を促進するための制度	○敷地面積や建築面積などに対して、一定割合以上の緑化を推進するための基準値となる緑化率などの設定
●山並みや琵琶湖への良好な眺望を確保するための制度	○琵琶湖などへの良好な眺望景観を確保し、また、圧迫感の低減を図るために、「ぬけ」の確保として建築物の一定高さを超える部分などの壁面後退に係る基準などの設定
●地域特性に応じた良好な景観を推進するための制度	○市街地の価値を高め、地域特性に応じた良好な景観となるよう建築物の意匠やデザインなどに係る基準などの設定
●湖岸景観にふさわしい高さを推進するための制度	○高度地区の規制との相乗効果を求め、湖岸の景観にふさわしい高さについての基準などの設定

6 取り組み経過（平成20年度～）



平成23年度 基礎調査を踏まえて、市街地の眺望空間の確保や緑化について検討を行った。

平成24年度 新たな湖岸部の高さ規制、市街地の眺望空間の確保や緑化、建築物の意匠・形態基準、大津眺望回廊等の検討

平成25年度 自然的湖岸部の高さ規制の素案の作成、市街地の眺望空間の確保や緑化において事例研究

平成26年度	自然的湖岸部の高さ規制の素案について、地元説明及び特例制度の研究
平成27年度	自然的湖岸部の高さ規制について、地元の意見等に基づいた取組方針の検討
平成28年度	市街地の眺望確保と緑化の検討について、景観計画への反映（案）を検討
平成29年度	市街地の眺望確保と緑化の検討について、景観計画への反映（案）を検討 （継続）
平成30年度	都心景観路について、景観計画へ反映
令和2年度	近江新八景ルールの提言のうち、良好な景観形成を推進するために建築物の意匠やデザインを、より周辺のまちなみに沿った景観となるように誘導していくための制度として「大津市景観づくり相談会」を立ち上げるために、津市景観アドバイス制度要綱を施行 ※試験運用：大津市景観づくり相談会（和邇保育園）
令和3年度	大津市景観づくり相談会を運用開始 第1回大津市景観づくり相談会開催（民間集合住宅） 第2回大津市景観づくり相談会開催（民間集合住宅） 第3回大津市景観づくり相談会開催（中消防署）
令和4年度	第1回大津市景観づくり相談会開催（民間医療施設）
令和5年度	第1回大津市景観づくり相談会開催（水再生センター） 第2回大津市景観づくり相談会開催（伊香立市民センター） 第3回大津市景観づくり相談会開催（瀬田川大橋）
令和6年度	第1回大津市景観づくり相談会開催（大津京駅前）

屋外広告物について

1 経緯及び方針

経緯	平成21年4月1日、中核市移行により、滋賀県から屋外広告物に関する事務移譲 大津市屋外広告物条例及び大津市屋外広告物条例施行規則を施行
方針	1 水辺景観の演出 2 眺望景観の保全 3 鉄道駅周辺の賑わいの創出 4 歴史的まちなみとの調和 5 違反屋外広告物対策
屋外広告物の要件	ポスター、はり紙、立看板、広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出され、常時又は一定期間継続して屋外で公衆に表示するもの
規制基準	1 許可地域 (1) 第1種地域（第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域） (2) 第2種地域（大津駅前広場及び中央大通り） ※高さ、表示面積等に併せ、掲出個数や色彩、眺望景観基準を追加 (3) 第3種地域（第1種及び第2種に掲げる地域以外の地域） ※高さ、表示面積等に併せ、眺望景観基準を追加 2 禁止地域 (1) 第1種・第2種低層住居専用地域、風致地区、伝健地区、都市公園等 (2) 文化財保護法の規定により指定された建造物の周辺（50m以内） (3) 旧志賀町の琵琶湖岸（大津市景観計画に定められた集落水辺景観エリア、砂浜樹林景観エリア、山岳水辺景観エリア、ヨシ原樹林景観エリア及び湖畔林景観エリアの区域） (4) 鉄道、軌道、索道及び道路のうち市長が指定する区域並びにこれらの区域に接続する地域（名神高速道路、新名神高速道路） 3 景観保全型広告整備地区 良好な景観を保全する必要がある地域、新たに良好な景観を創出することが必要な地域などで、地域の特性にふさわしい広告景観を図ることを目的に市長が指定

2 屋外広告物許可事務

(1) 審査手数料 広告物の種類、大きさにより決定

(2) 許可期間 広告物の種類により決定（3年、2年、1年、6か月、2か月、1か月）

R1	R2	R3	R4	R5	R6				
857	859	763	832	799					

3 屋外広告業登録事務

(1) 審査手数料 10,000円

(2) 許可期間 5年

R1	R2	R3	R4	R5	R6				
194	80	73	64	72					

4 違反広告物対策

屋外広告物法第7条第4項に基づく、違反広告物の簡易除却及び指導等を実施

5 違反広告物実態調査に基づく是正指導

平成22年度【緊急雇用対策事業】

JR駅周辺及びシンボルロードにおける屋外広告物実態調査の結果に基づく指導

(瀬田駅、石山駅、膳所駅、大津京駅、唐崎駅、坂本駅、おごと温泉駅、堅田駅、和邇駅、小野駅)

結果591施設4,497個の広告物を確認。この内、約68%の3,064個が、許可の必要な広告物であり、更にその中の約92%となる2,805個の広告物が、未申請あるいは期限切れとなっていた。

301施設2,805件の広告物を対象として、3班2名体制で是正を実施。

{	(1) 一部未申請	44施設	261個
	(2) 期限切れ	1施設	20個
	(3) 未申請	250施設	2,449個
	(4) 期限切れ&未申請	5施設	59個
	(5) 一部未申請&期限切れ&未申請	1施設	16個

A班(和邇駅・小野駅・堅田駅・唐崎駅・大津京駅) 115施設 965個

B班(おごと温泉駅・膳所駅・石山駅) 99施設 894個

C班(比叡山坂本・瀬田駅) 87施設 946個

平成31年度 屋外広告物実態調査

調査対象地域：県道558号線沿線(御呂戸川～大正寺川)

調査件数：43敷地、147事業者、774物件

令和2年度 屋外広告物実態調査

調査対象地域：県道18号線沿線(近江大橋西詰～大津港口)

調査件数：110敷地、124事業者、615物件

令和5年度 違反広告物是正指導強化(会計年度任用職員2名増員)

対象地域：平成31年度および令和2年度に実施した屋外広告物実態調査の対象地域

指導件数：29件

6 景観保全型広告整備地区の指定

(1) 経過

大津市屋外広告物条例第7条に基づき、良好な景観を保全することが特に必要な区域を指定。

- 平成23年 4月26日 景観保全型広告整備地区の指定に向けた地域代表者との協議
5月24日 旧東海道の電線地中化を考える懇談会にて区域指定の説明
6月 2日 大津百町・京町通り札の辻～寺町地区まちなみ協定の総会にて区域指定の説明
6月21日 屋外広告物現況調査の実施についてお知らせの方法の協議
8月 4日 屋外広告物現況調査の実施についてお知らせ配布（8月 6日～8月26日に実施）
9月13日 第1回 意見交換会（協定・地区計画内容確認及び調査結果報告）
11月 1日 第2回 意見交換会（基本構想案と今後の予定）
12月20日 第3回 意見交換会（基本構想と表示の方法に関する事項案）
- 平成24年 1月28日 （仮称）旧東海道まちなみ整備検討委員会設立総会にて区域指定の説明
2月13日 景観保全型広告整備地区の指定内容についてのお知らせ文書内容確認
2月21日 景観保全型広告整備地区の指定内容について住民へ周知（お知らせ文書）
3月 7日 第4回 意見交換会（地元説明会の開催）指定内容について報告
3月17日 景観保全型広告整備地区の基本方針決定（起案）
3月30日 大津市屋外広告物条例第7条第1項の規定による区域の指定について告示
景観保全型広告整備地区（旧東海道沿道京町通り地区）告示
4月 1日 適用開始
6月25日 自治連合会顧問と協議
6月26日 旧東海道まちなみ整備検討委員会委員と協議
6月27日 上京町まちなみ協定の会と協議
7月 5日 旧東海道まちなみ整備検討委員会と協議
11月26日 中央学区自治連合会長と協議
旧東海道まちなみ整備検討委員会委員と協議
12月 3日 中央学区自治連合会長と協議
12月 4日 旧東海道まちなみ整備検討委員会委員と協議
12月18日 旧東海道まちなみ整備検討委員会にて説明
- 平成25年 2月 5日 旧東海道まちなみ整備検討委員会及び自治会長に説明
3月 6日、住民説明会の実施
17日、21日
3月29日 景観保全型広告整備地区（旧東海道京町通り地区の拡大）告示
- 平成26年 2月28日 旧東海道京町通り地区 社会実験アンケート調査実施
- 平成27年 3月 4日 坂本地区において新たな地区指定の検討に向けた屋外広告物の現地調査

（２）景観保全型広告整備地区 「旧東海道沿道京町通り地区」

大津祭を初め、歴史と文化が蓄積された、本市の中心市街地である当該地域は、かつて、大津百町と称され、旧東海道沿道の歴史的な町家や歴史資産が多く残る地域となっている。また、町家を中心に、歴史的な町並みの維持や再生を目的とした、まちなみ協定の締結や、旧東海道の歴史ある町並み景観の形成を目的とした、地区計画を策定するなど、住環境を保全するための活動を、住民主導で積極的に行っている地域でもある。

上記の内容を踏まえ、当該景観保全型広告整備地区にあるべき屋外広告物の姿を以下に掲げる。

1. 旧東海道のまちなみを引き立て、来訪者にも親しまれる。
2. 大津百町の歴史的なまちなみ保全・再生に寄与する。
3. 地域の住民や事業者が愛着・誇りをもつことができる。

表示の方法に関する事項		
景観保全型広告整備地区における広告物の表示に関する事項を以下に定める。なお、まちなみづくりに寄与する広告物（のれん、ちょうちん、ひさし看板等）は、別途協議する。		
大津市屋外広告物条例上の区分		景観保全型広告整備地区
種類	規制基準（規則別表第2）	規制
屋上	設置高さの2/3以内 かつ 20m以下	禁止
壁面	表示される壁面の1/2以下	表示面積は3平方メートル以下 一壁面につき1個以内（管理上の必要に基づく場合は除く。） 厚さは0.2m以下
突出	上端は取付け壁面の高さを越えない 取付け壁面から1.5m以下 かつ 道路 上への突出し幅は1m以下 下端高さ 歩道上は2.7m以上、車道上 4.7m以上	現行基準 ＋ 一建築物につき1個以内
野立	20m以下	高さは4m以下 一方向から見て3平方メートル以下 一敷地につき1個以内（管理上の必要に基づく場合は除く。）
電柱の類	巻付け 下端高さ 1.2m以上 長さ 1.8m以下 袖付け 下端高さ 歩道上 2.7m以上 車道上 4.7m以上 長さ 1.5m以下 突出 幅0.9m以下	現行基準
立看板	規定なし	一事業所につき2個以内
広告旗		一事業所につき2個以内
はり紙		周辺に調和
はり札		周辺に調和
アーチ広告物		周辺に調和
広告幕		周辺に調和
アドバルーン		禁止
ぼんぼり		周辺に調和
管理用	広告物の種類による	各広告物の規制基準 ＋ 表示面積は2平方メートル以下 各広告物の規制基準 ＋ 表示内容が動いて見えるものは禁止 表示面積は各広告物規制の4分の1以下 自ら発光する物は、輝度を抑えるよう努める 一敷地につき1個以内
電光表示 （発光及び照射するもの全てを含む）		

7 大津市公共掲示板

屋外広告物のはん濫から都市景観を守り、市民に対する危険を防止するための「みんなの公共掲示板」について、使用承認を行っている。掲示板の設置箇所は、大津市立図書館前、大津市民会館前、大津駅北中央地下道入口横の3箇所。



8 「大津まちなかスッキリ士隊」(平成21年度～令和6年度)

市民の自主的な違反広告物の除却活動を推進し、良好な景観の形成及び屋外広告物への市民意識の啓発を図ることを目的として、平成21年度に発足した。

認定団体による除却活動や一斉除却により、累計2930枚の違反広告物の除却を行ったが、違反広告物の減少に伴い令和6年度をもって解散した。

【除却枚数】

平成21年度	771 枚	平成29年度	98 枚
平成22年度	423 枚	平成30年度	52 枚
平成23年度	530 枚	令和元年	66 枚
平成24年度	313 枚	令和2年度	52 枚
平成25年度	213 枚	令和3年度	17 枚
平成26年度	135 枚	令和4年度	11 枚
平成27年度	162 枚	令和5年度	1 枚
平成28年度	86 枚	令和6年度	0 枚



9 顕彰制度

(1)「大津市景観重要広告物」の指定

まちの移り変わりにも姿を変えることなく、長年の風雪に耐え、大津の景観の一部となってきた屋外広告物は、次代に残すべき歴史的景観資源であり、これらを広く市民に周知するため、「景観重要広告物」を指定。

※ 指定基準

対象とする区域内に設置され、大津市屋外広告物条例に適合する屋外広告物のうち、次の各号のいずれにも該当するもの

- ① 製作後概ね25年が経過しているもの
- ② 歴史的なまちなみ景観に寄与しているもの
- ③ 再現することが容易でないもの
- ④ 造形の優れているもの

				
八百与	元祖 阪本屋鮎寿司	鶴里堂	御饅頭處 餅兵	石田歯科醫院
指定第1号	指定第2号	指定第3号	指定第4号	指定第5号
H22.12.4 指定	H22.12.4 指定	H22.12.4 指定	H22.12.4 指定	H22.12.4 指定
				
本家 鶴亀そば	日吉そば	茶丈藤村	容輝湯	油清商店
指定第6号	指定第7号	指定第8号	指定第9号	指定第10号
H25.10.6 指定	H25.10.6 指定	H25.10.6 指定	H26.11.29 指定	H26.11.29 指定
				
にしよ呉服店	亀屋廣房	馬杉湖魚店	中井呉服店	Mobil Oil
指定第11号	指定第12号	指定第13号	指定第14号	指定第15号
H26.11.29 指定	H29.11.4 指定	H29.11.4 指定	R2.11.28 指定	R2.11.28 指定

(2)「きらッと大津景観広告賞」の選考

周辺景観との調和が図れているなど、優れたデザインの広告物を掲出している個人や事業者などの団体を表彰し、景観や屋外広告物に対する市民の意識と関心を高め、まちなみの良好な景観の保全と創造を図ることを目的に表彰。

※ 選考基準

大津市屋外広告物条例に適合する屋外広告物のうち、次の各号のいずれにも該当するもの

- ① 次の観点から優れているもの
 - i) 建物、周辺景観やまち並と調和しているもの
 - ii) 広告物自体の形態、意匠、素材などが優れているもの
 - iii) 照明効果や独自の工夫に優れているもの
- ② 修景効果及び販売促進効果が十分に発揮されているもの
- ③ 対象エリアのまちづくりの方針に合致しているもの

				
突出広告物部門	のれん・ちょうちん部門	ひさし看板部門	壁面広告物部門	きらッと賞
和風アンティークカフェ喜一郎 (H22 年度受賞)	大津 魚忠 (H22 年度受賞)	藤屋内匠 (H22 年度受賞)	ふゆーちゃ (H22 年度受賞)	柴山商店 (H22 年度受賞)
				
きらッと賞	きらッと賞	大津市長賞	滋賀広告美術協同組合理事長賞	きらッと賞
でんや (H26 年度受賞)	神戸屋洋服店 (H26 年度受賞)	おくすえ整骨鍼灸院 (H29 年度受賞)	ギャルソン (H29 年度受賞)	よりみちぱん (H29 年度受賞)
				
大津市長賞	滋賀広告美術協同組合理事長賞	きらッと賞	滋賀広告美術協同組合理事長賞	きらッと賞
ALEX COSMETIC Anjin (令和 2 年度受賞)	浪乃音醸造元 (令和 2 年度受賞)	たつおか整体院 (令和 2 年度受賞)	ciocco (令和 5 年度受賞)	千石鮓 (令和 5 年度受賞)
				
古都大津 20 周年記念賞 ¹				
四ツ辻の辻一 (令和 5 年度受賞)				

¹ 「古都大津 20 周年記念賞」は、本市の古都指定 20 周年を記念して設けた特別賞である。先述の選考基準を満たすものの中から古都大津の景観に相応しい広告物を表彰した。

(3) パネル展

平成22年度「広告物による景観づくり」 「景観重要広告物」と「きらッとおおつ景観広告賞」

日 程：平成22年12月 4日(土)から12月17日(金)まで

場 所：旧大津公会堂 2階 多目的室



平成25年度「大津市の景観重要広告物」

(「きらッとおおつ景観絵画展」と同時開催)

日 程：平成25年12月12日(金)から
12月19日(金)まで

場 所：旧大津公会堂 2階 多目的室



平成26年度「大津市の景観重要広告物」

「きらッとおおつ景観広告賞」

日 程：平成26年10月 4日(金)から
10月11日(金)まで

場 所：市役所本館1階 市民ギャラリー



平成29年度「大津市の景観重要広告物」「きらッとおおつ景観広告賞」

(「きらッとおおつ景観絵画展」と同時開催)

日 程：①平成29年11月 5日(日)から11月13日(月)まで
②平成29年11月15日(水)から11月23日(木)まで

場 所：①西武大津店

②スーパーセンターイズミヤ堅田店



令和２年度「大津市景観重要広告物」「きらッと大津景観広告賞」

（きらッと大津景観絵画展と同時開催）

日 程：令和２年１１月２９日（日）から１２月８日（火）まで

場 所：Oh!Me大津テラス６階フードコート前

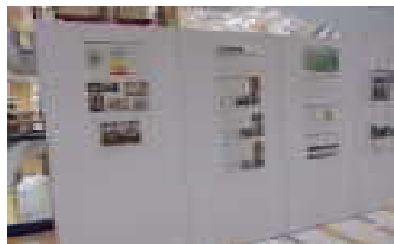


令和５年度「きらッと大津景観広告賞・古都大津２０周年記念賞」

（きらッと大津景観絵画展および歴まちパネル展～堅田地域～と同時開催）

日 程：令和５年１１月２０日（月）から１１月２９日（水）まで

場 所：アル・プラザ堅田２階吹き抜け周囲



１０ 公共サイン

公共が設置する屋外広告物（公共サイン）の表示内容やデザインに統一性がなく、管理の不十分なものが散見される状況をうけ、公共サインの整備に関する基本方針および維持管理のルールを定め、サインの機能向上と良好な景観形成に取り組む。

令和４年度 公共サインの現況調査及び維持管理の調査を実施

令和６年度 第２次大津市景観計画ガイドライン（公共サイン編）を策定

市民協働によるまちづくり

1 堅田地域

古都大津の風格ある景観をつくる基本条例に基づき、地域住民との協働により景観形成実施計画～堅田地区～を策定し景観形成に取り組んでいる。

(1) 景観協定の概要

名 称	落雁の道地区景観協定	
施行日	平成22年5月7日	令和2年10月23日
土地所有者等	26人（借地権等の権原を有するもの6人を含む）	
有効期間	10年	
区域面積	1.37ヘクタール	
協定事項	1 建築物の形態意匠、敷地、位置、規模、構造、用途又は建築設備に関する事項 2 工作物の位置、規模、構造、又は形態意匠に関する事項 3 屋外広告物の表示又は掲出する物件の設置に関する事項 4 その他良好な景観の形成に関する事項	
協定区域図 (本堅田一丁目)		

名 称	出島灯台のまち景観協定	
施行日	平成26年1月23日	令和6年1月23日
土地所有者等	27人	25人
有効期間	10年	
区域面積	1.49ヘクタール	1.48ヘクタール
協定事項	1 建築物の形態意匠、敷地、位置、規模、構造、用途又は建築設備に関する事項 2 工作物の位置、規模、構造、又は形態意匠に関する事項 3 屋外広告物の表示又は掲出する物件の設置に関する事項 4 その他良好な景観の形成に関する事項	
協定区域図 (今堅田一丁目)		

(2) デザイン実例集

地域住民主体のまちづくり整備の指針となるよう、「堅田千軒」歴史的建築物デザイン実例集」の作成・配布

(3) 地域景観マップ

地域住民のまちづくりへの参画意識の高揚と気運の醸成を図るため、地域住民に親しまれてきた地域の大切な景観をまとめた「堅田景観ガイドマップ」の作成・配布

(4) 堅田千軒まちなみ整備事業補助金の創設

景観協定区域内における建造物等の修景を行う者に対して経費の一部を補助する。

※令和4年度からは歴まちの事業として実施している。

(5) 大津市歴史的風致維持向上計画における重点区域の指定

令和3年3月 大津市歴史的風致維持向上計画において、重点区域に指定



(6) 堅田景観重点地区の指定

令和6年度 第2次大津市景観計画において、堅田景観重点地区を指定し、規制誘導を強化。



堅田景観重点地区の面積：72.33ha

2 坂本地域

古都大津の風格ある景観をつくる基本条例に基づき、地域住民との協働により景観形成実施計画～坂本地区～を策定し景観形成に取り組んでいる。

(1) 地区計画

決定年月日	面 積	地区計画名称
平成 8 年 6 月 5 日	1. 5 h a	坂本四丁目南町地区地区計画（実施計画内）
平成 1 7 年 4 月 2 0 日	0. 8 h a	坂本一丁目森本地区地区計画
平成 1 9 年 2 月 2 8 日	1. 2 h a	比叡山坂本駅前周辺地区地区計画
平成 2 1 年 4 月 2 4 日	3. 3 h a	県道比叡山線沿道地区地区計画（実施計画内）
平成 2 3 年 1 月 2 8 日	4. 3 h a	県道比叡山線沿道地区地区計画変更（実施計画内）
平成 2 6 年 2 月 2 6 日	4. 5 h a	県道比叡山線沿道地区地区計画変更（実施計画内）
令和 3 年 6 月 2 2 日	0. 5 3 h a	坂本明良通り沿道地区地区計画

(2) 地区計画の啓発チラシ

地区計画によるまちづくりを適正に推進するために、地区計画に係る手続きや届出対象行為などを解説するチラシ「地区計画を活用したまちづくり」の作成・配布

地区計画を広く推進するに当たり、伝統の継承や快適な住環境のために地域の絆や思いやりなどの基本的事項をまとめた啓発用チラシ「坂本らしい暮らしのために」の作成・配布

(3) デザインマニュアル

地区計画を活用したまちづくりを適正に推進し、当該地区計画に掲げる「和風」という認識を、一定の指標をもって補完するとともに良好な住環境を図るためにデザインマニュアルを作成

(4) 門前町坂本まちなみ整備事業補助金の創設

景観形成実施計画内の地区計画の区域内において建造物等の修景を行う者に対して経費の一部を補助する。

※令和 4 年度からは歴まちの事業として実施している。

（５）県道比叡山線沿道地区計画区域におけるソーラーパネルに関する設置基準

近年、太陽光発電装置の設置が急激に増えつつあるが、当該地区計画の地区整備計画に示す方針を守り、歴史的な美しいまちなみ景観を保全するため、ソーラーパネルに関する設置基準を作成（平成２３年１０月）

1. 太陽光発電パネルの色彩は、黒色又は濃紺、若しくは屋根材と同色で、低彩度・低明度の極力反射の少ないものを採用すること。
2. 太陽光発電パネルは、模様が目立たないよう配慮するものとし、屋根と一体、又は、一体的に見える形態を採用すること。
3. 太陽光発電パネルは、切妻、勾配屋根の場合は、屋根から突出しないこと。
4. 陸屋根の場合、太陽光発電パネルを設置する架台などの鉄骨が見えないよう、ルーバーなどの目隠し修景によって、建築物との一体性の確保に配慮すること。
5. 太陽光発電パネルや附帯設備等は、道路等の公共空間や公共施設から、容易に望見できる場所には設置しないよう努める。
6. 太陽光発電パネルの附帯設備等が、道路等の公共空間や公共施設から望見できる場合は、木造、又は、同等の木質仕上げ等の覆い等で目立たないよう努める。
7. 太陽光発電パネルを外壁に設置する場合は、外壁との色彩の調和に配慮し、奇抜な形態とならないよう努めること。
8. 太陽光発電パネルを地上に設置する場合は、架台などの鉄骨が見えないよう、ルーバーや植栽を施す等の手法で修景し、周辺のまちなみとの調和に配慮すること。
9. 太陽光発電システム製造メーカーの表示等は、極力目立たないよう工夫すること。

（６） 大津市歴史的風致維持向上計画における重点区域の指定

令和３年３月 大津市歴史的風致維持向上計画において、重点区域に指定



（７） 坂本景観重点地区の指定

令和６年度 第２次大津市景観計画において、坂本景観重点地区を指定し、規制誘導を強化。



坂本景観重点地区の面積：71.49ha

3 大津百町地域

大津市中心市街地活性化基本計画（H20 年 7 月～H30 年 5 月）を策定し、地区計画および景観保全型広告整備地区の指定、道路の美装化・無電柱化、修景事業などに取り組んできた。

（１） 大津市歴史的風致維持向上計画における重点区域の指定

令和 3 年 3 月 大津市歴史的風致維持向上計画において、重点区域に指定



（２） 大津百町景観重点地区の指定

令和 6 年度 第 2 次大津市景観計画において、大津百町景観重点地区を指定し、規制誘導を強化。



大津百町景観重点地区の面積：45.2ha

市民啓発事業について

1 きらッと大津景観絵画展

事業の目的

美しい古都大津の景観を守り育て、次代に引き継ぐことを目的とした景観形成の推進に対する市民意識の高揚を目指す

実施状況

第1回（平成15年度）

○募集部門及び応募作品数（合計199件）

（現代部門 153件、昔部門 5件、未来部門 16件、二世世代部門 16件、三世世代部門 9件）

第2回（平成16年度）

○募集部門及び応募作品数（合計161件）

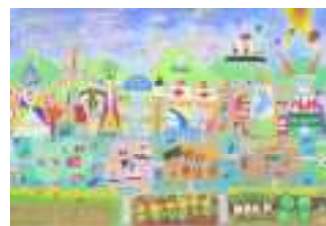
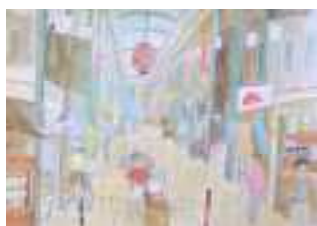
（現代部門 121件、昔部門 3件、未来部門 16件、二世世代部門 18件、三世世代部門 3件）

第3回（平成17年度）

○募集部門及び応募作品数（合計244件）

（現代部門 183件、昔部門 13件、未来部門 18件、世代を繋ぐ家族部門 30件）

○受賞作品（一部）



第4回（平成18年度）

○募集部門及び応募作品数（合計210件）

（現代部門 152件、昔部門 10件、未来部門 23件、世代を繋ぐ家族部門 25件）

○受賞作品（一部）



第5回（平成19年度）

○募集部門及び応募作品数（合計480件）

（現代部門 397件、昔部門 13件、未来部門 30件、
世代を繋ぐ家族部門 28件、絵手紙部門 12件）

○受賞作品（一部）



第6回（平成20年度）

○募集部門及び応募作品数（合計385件）

（現代部門 294件、昔部門 13件、未来部門 35件、
世代を繋ぐ家族部門 21件、絵手紙部門 22件）

○受賞作品（一部）



第7回（平成21年度）

○募集部門及び応募作品数（合計514件）

（現代部門 439件、昔部門 11件、未来部門 35件、
世代を繋ぐ家族部門 16件、絵手紙部門 17件）

○受賞作品（一部）



第8回（平成22年度）

○募集部門及び応募作品数（合計478件）

（現代部門 366件、昔部門 22件、未来部門 50件、
世代を繋ぐ家族部門 10件、絵手紙部門 30件）

○受賞作品（一部）



第9回（平成23年度）

○募集部門及び応募作品数（合計330件）

（現代部門 282件、昔部門 9件、未来部門 22件、
世代を繋ぐ家族部門 6件、絵手紙部門 11件）

○受賞作品（一部）



第10回（平成24年度）

○募集部門及び応募作品数（合計241件）

（現代部門 201件、昔部門 5件、未来部門 18件、
世代を繋ぐ家族部門 13件、絵手紙部門 4件）

○受賞作品（一部）



第11回（平成25年度）

○募集部門及び応募作品数（合計427件）

（現代部門 334件、古都指定10周年部門 76件、
世代を繋ぐ家族部門 17件）

○受賞作品（一部）



第12回（平成26年度）

○募集部門及び応募作品数（合計201件）

（きらッと部門 162件、旧東海道部門 25件、世代を繋ぐ家族部門 14件）

○受賞作品（一部）



第13回（平成27年度）

○募集部門及び応募作品数（合計293件）

（現代部門 241件、近江八景部門 42件、世代を繋ぐ家族部門 10件）

○受賞作品（一部）



第14回（平成28年度）

○募集部門及び応募作品数（合計431件）

（きらッと部門 262件、古都部門 94件、世代を繋ぐ家族部門 21件、
樹木部門 55件）

○受賞作品（一部）



第15回（平成29年度）

○募集部門及び応募作品数（合計383件）

（きらッと部門 241件、びわ湖・街道部門 142件）

○受賞作品（一部）



第16回（平成30年度）

○募集部門及び応募作品数（合計486件）

（きらッと部門 360件、歴史・文化部門 108件）

○受賞作品（一部）



第17回（令和元年度）

○募集部門及び応募作品数（合計794件）

（きらッと部門 670件、歴史・文化部門 124件）

○受賞作品（一部）



第18回（令和2年度）

○募集部門及び応募作品数（合計556件）

（きらッと部門 494件、歴史・文化部門 62件）

○受賞作品（一部）



第19回（令和3年度）

○募集部門及び応募作品数（合計817件）

（きらッと部門 639件、歴史・文化部門 178件）

○受賞作品（一部）

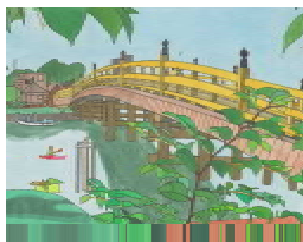


第20回（令和4年度）

○募集部門及び応募作品数（合計780件）

（きらッと宝物部門 556件、歴史・文化部門 224件）

○受賞作品（一部）



第 2 1 回（令和 5 年度）

○募集部門及び応募作品数（合計 1 0 2 7 件）

（きらッと宝物部門 7 4 9 件、古都大津 2 0 周年記念部門 2 7 8 件）

○受賞作品（一部）



第 2 2 回（令和 6 年度）

○募集部門及び応募作品数（合計 9 1 5 件）

（きらッと宝物部門 6 8 5 件、歴史・文化部門 2 3 0 件）

○受賞作品（一部）



2 古都景観賞

(1) 事業の目的

市民及び事業者の景観形成への意識を高め、自らの手による景観づくりの更なる発展を目指し、古都大津にふさわしい良好な景観創出の功績者を表彰する。

(2) 実施状況

年度	番号	表彰物件		表彰者
平成 16 年度	1	大津絵の店 (三井寺町)		高橋松山（建築主） シミズー級建築市事務所・ 清水晟（設計者）
	2	中島邸 (本堅田一丁目)		中島軫吾（所有者）
	3	河村邸 (本堅田一丁目)		河村俊春（所有者）
平成 17 年度	4	瀬田商工会館 (大江四丁目)		瀬田商工会（建築主） 平田建築設計事務所（設計者）
	5	辻邸 (本堅田二丁目)		辻俊（所有者）
	6	田中邸 木造塀、門等 (下阪本六丁目)		田中俊一（所有者）
平成 18 年度	7	奥村歯科診療所 (中庄一丁目)		奥村華都雄（所有者）

平成 18 年度	8	上野邸 (葛川木戸口)		上野一太郎 (所有者)
平成 19 年度	9	小島邸 (本堅田一丁目)		小島純一郎 (所有者)
	10	中島邸 (本堅田一丁目)		中島俊治 (所有者)
	11	林邸 (下阪本四丁目)		林良昭 (所有者)
	12	信正邸 (中央四丁目)		信正靖雄 (所有者)
平成 20 年度	13	坂本邸 (蛍谷)		坂本 桂蔵 (所有者) 伊東 裕子 (設計者)

※当該事業については、平成20年度を以て、事業を終了したもの。

古都指定記念事業

1 古都指定10周年事業（平成25年度）

平成15年10月10日に古都指定を受けてから10年を迎えるのを機に平成25年10月、以下2つの啓発事業を行った。

（1）景観クルーズと表彰式（平成25年10月6日開催）

テーマ 「次世代につなぐ大津の景観」

第一部 景観クルーズ 9:30～12:00 ビアンカ乗船

大津港～びわ湖大橋付近～大津港

出席者 大津市・草津市の景観に関心のある子どもたち

大津市・草津市の景観審議会委員、市議会議員

国土交通省都市局公園緑地景観課

景観歴史文化環境整備室長

総数 約300名（内、子ども150名）

船内催し物

瀬田北中学校 吹奏楽コンサート

講演 大津市歴史博物館長

古都レンジャークイズ大会

公益社団法人滋賀県建築士会大津地区委員会、湖西滋賀地区委員会

フィナーレ 琵琶湖周航の歌合唱（全員）

協力 公益社団法人滋賀県建築士会大津地区委員会、湖西滋賀地区委員会、

滋賀県広告美術協同組合、株式会社大津衛生社、

滋賀県レイカディア大学同窓会大津支部、NPO法人西大津防犯、

（社）滋賀県造園協会西地区青年委員会



第二部 表彰式 14:00～15:15 旧大津公会堂

「大津まちなかスッキリ士隊表彰式」

被表彰者 滋賀県レイカディア大学同窓会大津支部、株式会社大津衛生社、

NPO法人西大津防犯

「大津市景観重要広告物指定通知書交付式」

受理者 （株）本家つる菰

代表取締役 上延安正（本家鶴菰そば）、

小倉 敏子（日吉そば）、

徳永 真理亜（茶丈藤村）

「きらッと大津景観絵画展表彰式」



(2) 記念切手

平成25年10月1日に日本郵便株式会社から古都指定10周年を記念して「大津市古都指定10周年記念」切手が1000部発行された。

発売日には、日本郵便株式会社近畿支社副支社長から市長へ記念額が贈呈された。

歴史的風土特別保存地区内の8社寺およびおおつ光くん、びわ湖の計10枚



2 古都指定20周年事業（令和5年度）

平成15年10月10日に古都指定を受けてから20周年を迎えることを記念し、古都大津の景観形成に対する市民意識の高揚を目的として、以下4つの啓発事業を行った。

（1）京阪電車へのポスター掲出

京阪電車（石山坂本線、大津線）に、古都指定の経緯や本市の取り組み、また歴史的風土特別保存地区を題材とした古都指定20周年記念ポスター（2種類）を掲示した。

期間：令和5年10月1日（日）～10月31日（火）



（2）古都大津リーフレットの発行

古都指定の経緯や、本市の歴史的風土特別保存地区について紹介するリーフレットを発行した。



(3) テレビ放送

古都指定の経緯や、本市の歴史的風土を紹介する内容で放送された。撮影は、歴史的風土特別保存地区内の8地区で行われた。

タイトル：歴史の重要な舞台～大津市 古都指定20周年～

放送日：令和5年10月1日（日）18時15分から18時30分（15分枠）

番組：びわ湖放送 光ル☆おおつ



(4) 記念切手

令和5年9月29日（金）に日本郵便株式会社近畿支社から、古都指定20周年を記念して、「大津市古都指定20周年記念フレーム切手」が500シート発行された。

切手は、歴史的風土特別保存地区内の、建造物が現存する8地区の代表的な文化財を題材とし、写真は各社寺から提供いただいたものを使用した。

販売に際して、本市が古都指定を受けた20周年の記念日にあたる令和5年10月10日（火）に贈呈式が執り行われた。



※写真はすべて、写真として印刷されています。
※郵政公社の発行による切手としての利用はできません。写真の複製や転載はできません。

● ● ●

© 2023 日本郵便株式会社

景観整備機構について

(1) 景観整備機構の指定

景観整備機構（景観法第92条）とは、民間団体や市民による自発的な景観の保全・整備の一層の推進を図る観点から、一定の景観の保全・整備能力を有する公益法人又はNPOについて、景観行政団体がこれを指定し、良好な景観形成を担う主体として位置付ける制度です。

景観整備機構の指定は、滋賀県内でも初めてであり、公益社団法人日本建築家協会を平成26年11月6日付けで指定しました。

指定書は以下のとおり。

滋賀県 第1号（第2条関係）		大津市 第170号 平成26年11月6日
公益社団法人 日本建築家協会 代表理事 芦澤 太郎 様		
大津市 第1号 関係		
景観整備機構指定書		
平成26年11月6日付けで申請のあった景観整備機構の指定については、審査の結果、適正であると認められるので、景観法第92条第1項の規定により指定します。		
記		
1 機構の名称	公益社団法人日本建築家協会	
2 機構の所在地 （事務所所在地）	東京都中央区神田二丁目4番1号	
3 業務の内容	景観法第92条第1号及び第2号に掲げる業務	



（２）景観整備機構の活動について

景観整備機構の主な実施事業（景観法第９３条１号の情報提供・普及啓発イベント）として、市内で景観まちづくりフォーラムが開催されている。

平成２６年１１月２４日	第４回近江建築塾 景観まちづくりフォーラム（膳所地区）
平成２７年１２月５日	景観まちづくりフォーラム（大津百町・旧東海道のまちなみ）
平成２８年１２月３日	景観まちづくりフォーラム（近江八景 瀬田夕照・栗津晴嵐の歴史的まちなみ）
平成２９年１１月１８日	景観まちづくりフォーラム （古都大津の歴史的風土について考える 三井寺の景観等）
平成３０年１２月２２日	景観まちづくりフォーラム （いにしへの道 南志賀ー滋賀里を歩く）
令和 元年１１月１０日	景観まちづくりフォーラム （古代へと続く街道のまちなみ 近江国府跡と周辺遺跡等）
令和 ２年１１月１４日	景観まちづくりフォーラム（門前町坂本のまちなみ）

令和 ３年１１月１３日
景観まちづくりフォーラム
（東海道・大津宿の歴史とまちなみ）



令和 ４年１１月５日
景観まちづくりフォーラム
（東海道・義仲寺周辺の歴史とまちなみ）



令和 ５年１０月２９日
景観まちづくりフォーラム
（唐橋周辺の歴史とまちなみ）



令和 ６年１１月３０日
景観まちづくりフォーラム
（歴史文化薫る堅田の風光・水辺景観）



大津市と草津市の景観連携について

1 概要

概 要	東海道や近江八景で深いつながりのある大津市と草津市は、良好な広域景観の保全・形成を目的として、「びわこ大津草津景観推進協議会」ならびに「びわこ東海道景観協議会」を設立し、景観連携を進めている。
連携項目	1 魅力ある対岸景観の形成 2 東海道沿道のつながりある景観形成 3 屋外広告物による景観形成
経 過	平成 22 年度・・・第 1 回大津草津景観連絡会議 平成 25 年度・・・びわこ大津草津景観宣言、びわこ大津草津景観推進協議会設立 平成 28 年度・・・「びわこ大津草津景観推進協議会」法定化 平成 30 年度・・・「びわこ東海道景観協議会」設立 令和 3 年度・・・びわこ東海道景観基本計画の策定

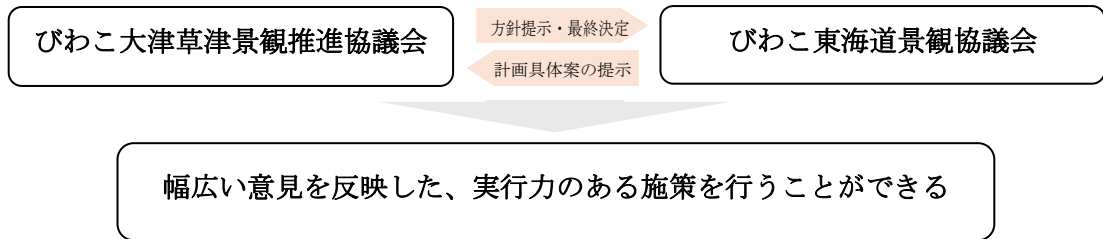
2 びわこ大津草津景観推進協議会・びわこ東海道景観協議会

	びわこ大津草津景観推進協議会	びわこ東海道景観協議会
設 立	平成 25 年 11 月（地方自治法）	令和元年 5 月（景観法）
目 的	・両市共同の景観基本計画を策定し、事業の実施に関する事務の管理執行を行う ・広域的な観点から良好な景観形成を推進するため、行政間での連携調整を図る	・両市共同の景観基本計画策定に関して必要な協議を行う ・必要な事項について様々な立場の関係者が共通の場で話し合い、課題解決を図る
役 割	・景観基本計画の基本方針の提示及び決定 ・市民啓発事業の実施	・景観基本計画の基本方針に基づく、計画具体案の検討及び提示
構 成	大津市、草津市	・学識経験者 ・観光関係団体 ・商工関係団体 ・景観整備機構 ・その他関係団体 ・公募委員 ・大津市職員、草津市職員
出納事務	大津市	草津市

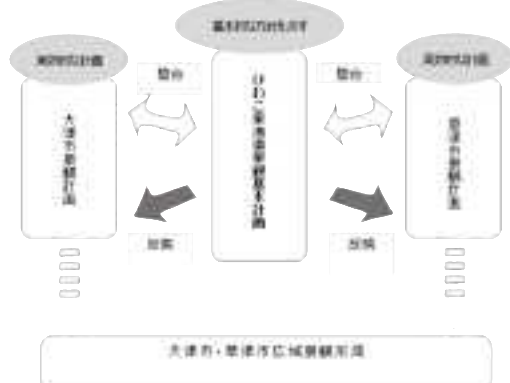
※両協議会ともに、事務の執行管理に関する幹事市を 1 年毎に交代している。（出納事務は固定）

幹事市	平成 25 年度	大津市	平成 31 年度	大津市
	平成 26 年度	草津市	令和 2 年度	草津市
	平成 27 年度	大津市	令和 3 年度	大津市
	平成 28 年度	草津市	令和 4 年度	草津市
	平成 29 年度	大津市	令和 5 年度	大津市
	平成 30 年度	草津市	令和 6 年度	草津市

※各協議会の連携イメージ



3 びわこ東海道景観基本計画

概 要	両市が広域的な観点から良好な景観保全、形成を図り、並びに景観を活かした魅力あるまちづくりを推進するための方向性を示した、基本的かつ総合的な計画。	
経 過	平成27年度・・・両市議会においてびわこ大津草津景観推進協議会の法定化を議決（地方自治法に基づき、広域にわたる総合的な計画を作成するため） 平成28年度・・・景観基本計画作成に向けた検討開始 平成30年度・・・市民ワークショップの開催（テーマ：対岸景観） 令和元年度・・・びわこ東海道景観協議会設立 市民ワークショップの開催（テーマ：屋外広告物） びわこ東海道景観協議会にて骨子作成（協議会3回開催） 令和2年度・・・びわこ東海道景観協議会にて計画案作成（協議会3回開催） 市民意見を聴取する「公聴会」開催 第11回びわこ大津草津景観推進協議での報告・決定 市民説明のための「景観フォーラム」開催 令和3年度・・・令和3年4月1日施行	
位置付け		

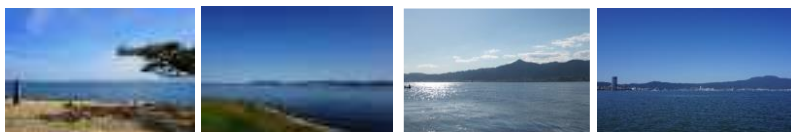
4 主な取り組み

(1) 景観づくりチャレンジ隊

対岸景観や沿道景観など広域的な景観の重要性について周知し、景観保全や景観形成に対する市民意識の高揚を図ることを目的として、両市民を対象に実施。例年、船に乗って対岸景観について考えていただくとともに、滋賀県建築士会協力のもと、両市の歴史にちなんだワークショップを実施している。

(2) 対岸眺望ポイントの設定

互いに眺望しあう関係を重視し、対岸景観の素晴らしさを周知し、両市の景観保全や景観形成に対する市民意識の高揚を図ることを目的として、平成28年度に4箇所を設定。



※左から、唐崎神社、びわ湖大津館、烏丸半島、矢橋帰帆

(3) 東海道統一案内看板の設置

東海道沿道の連続性のある景観形成を目指し、統一デザイン看板「東海道統一案内看板」の設置を進めている。令和7年3月末時点では、大津市内に19基が設置されており、計42基が東海道沿道に設置されている。

【大津市内設置事例】

No.	設置場所	設置時期	設置者・寄贈者等
1	大津市中央一丁目 2-6	令和元年 11 月	商店街ホテル講関係者
2	大津市京町一丁目 3-35	平成 29 年 10 月	田中興産株式会社
3	大津市西の庄 15-16	令和 3 年 12 月	滋賀県建築士会 大津地区委員会
4	大津市木下町 17-31	令和 4 年 1 月	膳所商店街振興組合(有志)
5	大津市木下町 13-1	令和 2 年 1 2 月	加藤酒店
6	大津市木下町 7-13	令和 3 年 1 2 月	滋賀県建築士会 大津地区委員会
7	大津市丸の内 4-38	令和 3 年 9 月	膳所商店街振興組合(有志)
8	大津市本丸町 1-18	令和 4 年	膳所商店街振興組合(有志)
9	大津市本丸町 2-8	令和 3 年 3 月	膳所商店街振興組合(有志)
10	大津市本丸町 3-7	令和 3 年 9 月	膳所商店街振興組合(有志)
11	大津市本丸町 3-16	令和 3 年 6 月	膳所商店街振興組合(有志)
12	大津市中庄一丁目 15-23	令和 3 年 6 月	膳所商店街振興組合(有志)
13	大津市中庄一丁目 14-24	令和 3 年 12 月	滋賀県建築士会 大津地区委員会
14	大津市中庄一丁目 14-28	令和 4 年 1 月	膳所商店街振興組合(有志)
15	大津市杉浦町 20-20	令和 3 年 1 2 月	滋賀県建築士会 大津地区委員会
16	大津市杉浦町 22-2	令和 3 年 9 月	膳所商店街振興組合(有志)
17	大津市御殿浜 4-8	令和 4 年 1 月	膳所商店街振興組合(有志)
18	大津市粟津町 1 7	令和 4 年 7 月	石山らんらんサロン
19	大津市鳥居川町 6-2 8	令和 5 年 3 月	YOUR SHISEIDO 幸田

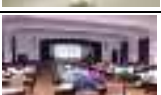
令和7年3月末時点

(4) 屋外広告物の両市共通推奨ルールの検討 (R3～)

びわこ東海道景観基本計画の連携項目である「屋外広告物による景観形成」に基づき、その場所ごとのまちなみと調和する屋外広告物の設置を促進することで、魅力ある景観を守り、地域らしさを創造していくことを目的として、幹線道路（県道18号）および東海道を対象とした両市共通の推奨ルールの検討を行っている。

(5) 主な取り組み経過（平成23年～）

平成23年度			
10月	一里ウォーク	東海道沿道まち歩き	
1月	近江八景でつながるびわ湖の風景 「急がばまわれ 瀬田の唐橋」	急がばまわれ瀬田の唐橋の実証	
平成24年度			
9月	大津・草津湖上サミット	景観連携を図ることを目的に、湖上からお互いの景観を視察	
11月	くさつ景観フォーラム	★協議会の設置について合意	
	旧東海道・中山道景観ラリー 「近江の街道でつながる琵琶湖の風景」	東海道にちなんだクイズやまち歩き	
平成25年度（事務局：大津市）			
10月	古都指定10周年記念 景観クルーズ、クイズ！ 琵琶湖でつながる近江八景	クルーズや景観クイズ、講演	
11月	びわこ大津草津景観宣言の調印 びわこ大津草津景観推進協議会の設立		
平成26年度（事務局：草津市）			
10月	きらッと大津景観広告賞	協力：成安造形大学、立命館大学 東海道沿道の優良広告物の選考・表彰	
11月	東海道サミット （東海道景観探訪、東海道シンポジウム）	東海道歴史学習、びわこ大津草津景観宣言の木製パネルの作成・贈呈式	
平成27年度（事務局：大津市）			
10月	景観づくりチャレンジ隊 景観クルーズ編	曳山引き体験、ペーパークラフト作成	
平成28年度（事務局：草津市）			
10月	景観づくりチャレンジ隊 大津祭編	「矢橋帰帆」の貼り絵、近江八景パネル贈呈式	
	対岸眺望ポイント4点選定		

平成29年度（事務局：大津市）			
10月	東海道統一案内看板除幕式	東海道統一案内看板のお披露目	
	景観づくりチャレンジ隊 大津×草津まちなか景観ラリー編	クイズを通して東海道の宿場町について学ぶ	
平成30年度（事務局：草津市）			
9月	景観づくりチャレンジ隊 対岸景観クルーズ編	「瀬田の夕照」の貼り絵、景観クルーズ	
3月	景観基本計画策定に係る市民ワークショップ （1回目）	市民意見の聴取 「対岸景観について」	
平成31年度（事務局：大津市）			
5月	びわこ東海道景観協議会設立		
8月	景観基本計画策定に係る市民ワークショップ （2回目）	市民意見の聴取 「屋外広告物について」	
9月	景観づくりチャレンジ隊 対岸クルーズ編	東海道看板色塗り、木製葉作り、景観クルーズ	
令和2年度（事務局：草津市）			
9月	景観づくりチャレンジ隊 対岸クルーズ編	「矢橋の帰帆」の砂絵、東海道看板色塗り、景観クルーズ	
1月	びわこ東海道景観基本計画（案）に関する公聴会	計画（案）に関する市民意見の聴取	
3月	びわこ東海道景観フォーラム&対岸景観クルーズ	計画についての説明、景観に関する講義、景観クルーズ	
	びわこ東海道景観基本計画策定		
令和3年度（事務局：大津市）			
3月	景観づくりチャレンジ隊 対岸景観クルーズ編	「矢橋の帰帆」砂絵、東海道看板色塗り、景観クルーズ	
令和4年度（事務局：草津市）			
5月	都市景観大賞「景観まちづくり活動・教育部門」優秀賞受賞	行政、市民、事業者が一体となった取り組みが評価され受賞	
10月	景観づくりチャレンジ隊 対岸景観クルーズ編	「矢橋の帰帆」砂絵、東海道統一案内看板色塗り、景観クルーズ	

令和5年度（事務局：大津市）			
9 月	～びわこ大津草津景観宣言10周年記念～ 景観づくりチャレンジ隊	「堅田の落雁」砂絵、東海道看板色塗り、景観クルーズ、大津祭演奏	
11 月	びわこ大津草津景観宣言10周年記念	※「5 びわこ大津草津景観宣言 10周年記念事業」を参照	
令和6年度（事務局：草津市）			
9 月	景観づくりチャレンジ隊 対岸景観クルーズ編	「堅田の落雁」砂絵、東海道統一案内 看板色塗り、景観クルーズ	

5 びわこ大津草津景観宣言 10周年記念事業

令和5年11月2日に「びわこ大津草津景観宣言」から10周年を迎えることを記念し、両市の景観連携のさらなる強化を目的として、以下の3つの記念事業を行った。

(1) PRパンフレットの作成

東海道統一案内看板をはじめとする10年間の取り組みを掲載したPRパンフレットを作成し、ここ滋賀（日本橋）や関連事業において広く配布した。



(2) テレビ放送

大津市と草津市の連携や、協議会について紹介する内容で放送された。撮影は同年に実施された市民啓発事業「景観づくりチャレンジ隊」において行われた。

タイトル：景観づくりチャレンジ隊 ～びわこ大津草津景観宣言 10周年～

放送日：令和5年11月4日（土） 18時05分から18時10分

番組組：びわ湖放送 光ル☆おおつ



(3) 広報紙での特集記事の掲載

11月1日号の広報おおつにおいて、協議会の取組について紹介する特集記事を掲載。記事の中では「東海道統一案内看板」の賛同者を募集した。



6 詳細年表（平成22年度～）

- 平成22年 4月26日 第1回大津草津景観連絡会議 旧大津公会堂
「今後も継続して活動することを確認」
- 平成23年 2月16日 第2回大津草津景観連絡会議 草津市役所
8月24日 第3回大津草津景観連絡会議 旧大津公会堂
- 平成24年 5月29日 第4回大津草津景観連絡会議 草津市役所
9月17日 **大津・草津湖上サミット** びわ湖大津館
・両市長が大津市消防艇に乗船し、両市の景観を視察
・対岸景観・旧東海道・屋外広告物での連携について意見交換
11月24日 くさつ景観フォーラム 草津アマカホール
・両市長及び草津市景観審議会会長の三者による景観ディスカッション
・協議会の設置について合意
- 平成25年 3月27日 第5回大津草津景観連絡会議 大津市役所
5月31日 第6回大津草津景観連絡会議 草津市役所
10月28日 第7回大津草津景観連絡会議 大津市役所
11月 2日 **びわこ大津草津景観宣言** びわ湖大津館
びわこ大津草津景観推進協議会設立
- 平成26年 11月29日 びわこ大津草津連携事業：東海道サミット開催 草津市役所
第2回びわこ大津草津景観推進協議会開催 草津市役所
- 平成27年 10月10日 第3回びわこ大津草津景観推進協議会開催 旧大津公会堂
12月 **両市議会において、びわこ大津草津景観推進協議会の法定化を議決**
- 平成28年 4月 1日 地方自治法に基づく、びわこ大津草津景観推進協議会の法定化施行
10月29日 第4回びわこ大津草津景観推進協議会開催 滋賀県立琵琶湖博物館
対岸眺望ポイントを4点選定
- 平成29年 5月12日 第5回びわこ大津草津景観推進協議会開催 大津市役所
東海道統一案内看板ロゴマークに係る商標登録に関する協定書締結
7月 4日 びわこ大津草津景観推進協議会内に東海道統一案内看板専門部会を設置
10月 1日 第6回びわこ大津草津景観推進協議会開催 中央市民センター
東海道統一案内看板除幕式開催 京町一丁目東海道沿道
- 平成29年 12月 大津市及び草津市の市議会において、びわこ大津草津景観推進協議会
規約の一部を変更することについて議決
12月15日 東海道統一案内看板ロゴマークを商標登録
- 平成30年 5月24日 第7回びわこ大津草津景観推進協議会開催 草津川跡地公園
11月12日 第8回びわこ大津草津景観推進協議会開催 草津市役所
景観法第15条に基づく景観協議会の設置を承認
東海道統一案内看板専門部会より報告書を提出
- 平成31年 3月23日 びわこ大津草津景観基本計画策定ワークショップの開催
- 令和 元年 5月 1日 景観法に基づく、びわこ東海道景観協議会設立

- 8月 1日 第1回びわこ東海道景観協議会開催
協議会の役割、大津市・草津市の連携の取組みの内容などを確認
- 8月 3日 「つなぐ・つながるサイン検討ワークショップ」開催
- 9月29日 第9回びわこ大津草津景観推進協議会開催 高速船 megumi 号船上
令和元年度景観づくりチャレンジ隊開催
- 11月22日 第2回びわこ東海道景観協議会開催
びわこ大津草津景観基本計画骨子（案）の内容を確認
- 令和 2年 2月18日 第3回びわこ東海道景観協議会開催
びわこ大津草津景観基本計画骨子（案）の内容を確認
- 6月 第10回びわこ大津草津景観推進協議会を書面会議にて開催
- 7月10日 第4回びわこ東海道景観協議会開催 平野コミュニティセンター
びわこ東海道景観基本計画骨子（案）の内容を確認
- 9月26日 令和2年度景観づくりチャレンジ隊開催 琵琶湖博物館ほか
- 10月12日 第5回びわこ東海道景観協議会開催 平野コミュニティセンター
びわこ東海道景観基本計画骨子（案）の内容を確認
- 12月15日 東海道統一案内看板モデル看板（加藤酒店）設置
- 令和 3年 1月 9日 びわこ東海道景観基本計画（案）に関する公聴会開催 大津市民会館
- 2月19日 第6回びわこ東海道景観協議会開催 草津市立市民交流プラザ
びわこ東海道景観基本計画骨子（案）の内容を確認
- 3月20日 第11回びわこ大津草津景観推進協議会開催 旧大津公会堂多目的室
びわこ東海道景観基本計画の策定
びわこ東海道景観フォーラム 旧大津公会堂ホール、ミシガンクルーズ
- 5月 第7回びわこ東海道景観協議会を書面会議にて開催
第12回びわこ大津草津景観推進協議会を書面会議にて開催
- 10月29日 第8回びわこ東海道景観協議会開催 平野コミュニティセンター
屋外広告物の統一した設置ルールの検討
- 令和 4年 2月18日 第9回びわこ東海道景観協議会開催 平野コミュニティセンター
屋外広告物の両市共通新ルールの方向性について検討
- 令和 4年 3月13日 令和3年度景観づくりチャレンジ隊開催 大津市ふれあいプラザほか
- 3月 第13回びわこ大津草津景観推進協議会を書面会議にて開催
- 5月 第10回びわこ東海道景観協議会を書面会議にて開催
第14回びわこ大津草津景観推進協議会を書面会議にて開催
- 10月 2日 令和4年度景観づくりチャレンジ隊開催 琵琶湖博物館ほか
- 11月 2日 第11回びわこ東海道景観協議会開催 草津市立市民交流プラザ
屋外広告物の両市共通推奨ルールについて協議
- 令和 5年 2月17日 第12回びわこ東海道景観協議会開催 平野コミュニティセンター
屋外広告物の両市共通推奨ルールについて協議
- 3月 第15回びわこ大津草津景観推進協議会を書面会議にて開催

- 5月 第13回びわこ東海道景観協議会を書面会議にて開催
第16回びわこ大津草津景観推進協議会を書面会議にて開催
- 9月 6日 令和5年度景観づくりチャレンジ隊開催 ふれあいプラザほか
- 12月22日 第14回びわこ東海道景観協議会開催 大津市役所第4委員会室
屋外広告物の両市共通推奨ルールについて協議
- 令和 6年 3月 第17回びわこ大津草津景観推進協議会を書面会議にて開催
- 5月 第15回びわこ東海道景観協議会を書面会議にて開催
第18回びわこ大津草津景観推進協議会を書面会議にて開催
- 9月 日 令和6年度景観づくりチャレンジ隊開催 琵琶湖博物館ほか
- 11月25日 街道交流講演会（愛知県）にて協議会の取組を周知
- 12月19日 第16回びわこ東海道景観協議会開催 草津市役所
屋外広告物の両市共通推奨ルールガイドラインおよび協議会のあり方について協議
- 令和 7年 3月13日 第19回びわこ大津草津景観推進協議会開催
屋外広告物の両市共通推奨ルールについて協議

景観形成推進の経緯

- 平成10年 3月 歴史的風土審議会 意見具申
歴史的風土の適切な保存を図る観点から、大津市などについて引き続き検討する必要性が示される
- (都市計画部 都市景観室) 設置
- 平成14年 4月 社会資本整備審議会第1回歴史的風土部会
今後の検討事項として「大津市の古都指定について、引き続き検討することが必要である」とされ、大津の歴史的風土の保存について審議再開
- 5月 大津市議会都市景観特別委員会設置
- 7月 大津市都市計画審議会景観形成専門委員会設置
- 平成15年 3月 滋賀県、大津市より国に古都指定を要望
- 平成15年 4月 国土交通省より社会資本整備審議会に諮問
- 6月 同審議会歴史的風土部会で審議、「古都指定」の方向が決定
- 7月 同審議会より国土交通大臣に答申
- 10月10日 全国10番目の古都として政令指定
- 平成16年 3月23日「古都大津の風格ある景観をつくる基本条例」を制定
- (都市計画部 古都景観室) 改称
- 平成16年 4月 1日「古都大津の風格ある景観をつくる基本条例」を施行
「古都大津の風格ある景観をつくる基本計画」を策定
- 6月15日 大津市歴史的風土保存区域（5地区）を指定
- 6月18日 景観法公布
- 7月23日「古都大津の風格ある景観をつくる基本条例」第11条の規定に基づく
「大津市景観審議会」を設置
- 10月 「古都大津の風格ある景観をつくる基本計画 改訂版」を策定
- 11月26日 大津市歴史的風土保存計画を決定（告示）
- 平成17年 3月28日 大津市が景観行政団体となる
- (都市計画部 都市景観課 設置)
- 平成17年 6月 1日 景観法全面施行
- 平成18年 2月21日「大津市景観計画」を策定
- 3月17日 大津市景観法施行条例公布、大津市景観審議会条例公布・施行
大津市景観審議会条例に基づく「大津市景観審議会」を設置
(平成18年 3月20日 大津市・志賀町合併)
- 平成18年 6月 7日 大津市歴史的風土特別保存地区（9地区）を指定
- 10月 1日 大津市景観計画施行、大津市景観法施行条例施行
- 平成19年 4月 1日「古都大津の風格ある景観をつくる基本計画 改訂版」を策定

平成19年12月14日「大津市景観計画」を変更⇒志賀地域を含む全域及び坂本三丁目

平成20年 3月14日「大津市景観計画」を変更
⇒一里山七丁目及び伊香立下・向在地、真野佐川

10月17日「市街地の高度利用のあり方検討委員会」を発足

12月22日「大津市屋外広告物条例」公布

平成21年 4月 1日 中核市移行に伴い滋賀県から屋外広告物事務の移譲
「大津市屋外広告物条例」施行

4月 7日 屋外広告物除却ボランティア「大津まちなかスッキリ士隊」を発足

4月24日「大津市景観計画」を変更⇒本堅田六丁目、真野一丁目及び真野谷口町

7月 1日「大津市景観計画」を変更⇒春日町の一部

平成22年 1月30日「都市計画審議会100回景観審議会10回記念フォーラム」を開催

3月15日「大津市景観重要建造物」を指定
出島灯台、浮御堂、公人屋敷、旧竹林院、坂本ケーブル駅舎（延暦寺・坂本）、旧大津公会堂

3月24日 市街地の高度利用のあり方検討委員会から「近江新八景ルール」の提言を受ける

5月 7日 景観協定の認可「落雁の道地区景観協定」
景観協定の認可に関する公告（平成22年5月17日）

9月11日 市街地の高度利用の推進に係るフォーラムを開催

12月24日 第104回大津市都市計画審議会において、「大津湖南都市計画高度地区の変更（近江新八景ルールに基づく高度地区の拡充）」が議決

平成23年 1月28日 大津湖南都市計画高度地区の変更 告示

11月15日 堅田千軒まちなみ整備事業補助金交付要綱 制定

平成24年 3月28日「大津市景観計画」を変更⇒南小松、和邇春日ほか
（都市計画部 都市計画課）に統合

平成25年 8月12日「大津市景観計画」を変更⇒堅田二丁目の一部

10月 6日 古都指定10周年事業開催

平成26年 1月23日 景観協定の認可「出島灯台のまち景観協定」
景観協定の認可に関する公告（平成26年2月13日）

11月 6日 公益社団法人日本建築家協会を景観整備機構に指定

平成27年12月 1日 堅田千軒まちなみ整備事業補助金交付要綱 再制定

平成28年 4月 1日 門前町坂本まちなみ整備事業補助金交付要綱 制定

10月28日「大津市景観計画」を変更⇒瀬田南大萱の一部
（未来まちづくり部 まちづくり計画課）に改編

平成29年11月29日「大津市景観計画」を変更⇒上田上中野町の一部

平成30年 5月 「大津市景観計画」を変更⇒都心景観路を追加

（都市計画部 都市計画課）に改編

令和 2年 6月 4日

10月23日 景観協定の認可「落雁の道地区景観協定」

4月23日 第38回大津市景観審議会にて、景観計画改定を諮問

令和 5年10月 古都指定20周年記念事業の実施

令和 6年 1月23日 景観協定の認可「出島灯台のまち景観協定」

12月26日 第46回大津市景観審議会にて、景観計画改定について答申

令和 7年 3月 「第2次大津市景観計画」を策定⇒景観区を「景観エリア」に再編

景観重点地区を設定

対岸眺望景観保全地域を設定

景観づくりの基本方策の新設